



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 確定申告による還付手続き

2月になると、いよいよ確定申告シーズン本番です。給与所得者の方は、勤務先で年末調整がされるため、確定申告をされない方が多いと思います。しかし、一定の条件に当てはまる方は、還付申告をすることで納めすぎた税金を取り戻すことができます。

今回は、確定申告により還付を受けることができるケースについてまとめてみました。

1. 年の途中で退職して、その後年末調整を受けていない場合

給与所得者の場合、毎月の給与・賞与から所定の源泉所得税を概算で天引きされ、その後の年末調整の手続きで、年間の所得税額を確定させ、所得税の過不足額を精算します。

年の途中で退職して、その年に新たな勤務先に就職した場合には、その勤務先で年末調整を行うこととなりますが、その年中に再就職をしない場合には、年末調整の手続きが完了していないため、所得税が多く天引きされたままになっていることが多いです。

このような場合、確定申告をすることによって、年間の所得税額を確定させ、すでに給与や賞与から多めに天引きされた源泉所得額の還付を行うことができます。

2. マイホームの取得等と所得税額控除

個人が、住宅ローン等を利用して、マイホームを取得して、所定の要件を満たす場合には、年末の住宅ローン残高の合計額に所定の率を乗じて計算した金額を所得税額から控除を受けることができます。

平成23年の場合、年末ローン残高×1%、最高で40万円の税額控除を受けることができます。

また、住宅ローンを利用しない場合であっても、耐震改修工事や省エネ改修工事、バリアフリー工事をした場合には、その工事の支出額に所定の率（10%等）を乗じて計算した金額（上限あり）を所得税額から控除することができます。

住宅ローン控除は、住宅を購入等する際に、販売業者や金融機関から説明があるため、比較的よく知られている制度と言えます。

しかし、耐震改修工事や省エネ改修工事等の税額控除については、そもそも工事代金を支払うことで所得税の税額控除を受けられる制度自体について、あまり知られていないため、還付申告の手続きを失念してしまう事例が見受けられます。

これらの制度の適用を受けるためには、所定の要件に該当する必要がありますので、詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください。

3. 災害や盗難等で被害を受けた場合（雑損控除）

災害、盗難もしくは横領によって、自己または自己と生計を一にする親族が、その有する資産について損害を受けた場合には、一定の金額の所得控除（雑損控除）を受けることができます。控除額は、次の二つのうちいずれか多い方の金額です。

イ. $(\text{差引損失額}) - (\text{総所得金額等}) \times 10\%$

ロ. $(\text{差引損失額のうち災害関連支出の金額}) - 5 \text{万円}$

※差引損失額

= 損害金額 + 災害関連支出の金額 - 保険金等

なお、詐欺や恐喝による損害は対象外となります。

4. 多額の医療費を支払った場合（医療費控除）

自己又は自己と生計を一にする親族にかかる医療費を支払った場合には、原則として医療費の金額から10万を引いた金額を所得から控除することができます。

医療費には、薬局で購入した薬代のほか、通院のための電車代、バス代、タクシー代等の交通費も含まれます。

5. 寄附金控除（所得控除）、寄附金の税額控除

国や地方公共団体、特定公益増進法人等へ寄付をした場合には、寄附金控除（所得控除）を受けることができます。

寄附金控除額 = 次のいずれか低い金額 - 2千円

ハ. その年に支出した特定寄附金の額の合計額

ニ. その年の総所得金額等の40%相当額

また、政党や認定NPO法人、特定公益社団法人等へ寄付した場合には、一定の税額控除も認められているため、所得控除と税額控除のいずれか有利なほうを選択することができます。

6. 還付申告ができる期間

確定申告義務がある人を除き、サラリーマンのような給与所得者については、その年の翌年1月1日から5年間は還付申告を行うことができます。

例えば、平成19年に多額の医療費を支払っているにも関わらず、医療費控除の適用を受けていないことが判明した場合には、平成24年中に還付申告をすることで医療費控除を受けることができます。
(担当:大鳥)